

# 新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 市税における猶予制度

柏崎市財務部納税課

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のような特別な事情があるときは市税を分割して納められる納税の猶予制度がありますので、納税課にご相談ください。

## 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、申請することで猶予が認められる場合があります。(徴収の猶予: 地方税法第 15 条)。

### (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

### (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

### (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

## 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納期限までに納付することで事業の継続またはその生活の維持が困難になるおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、申請することで換価の猶予が認められる場合があります。(申請による換価の猶予: 地方税法第 15 条の6)。

- ・換価とは…差し押さえた財産や担保提供のあった財産を売却することです。
- ・申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

## 猶予が認められると…

- ・原則1年以内に限り猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ・猶予期間中の延滞金が軽減されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や地方債、市長が認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が認める保証人の保証

なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下
- ・猶予を受ける期間が3カ月以内
- ・担保として提供することができる種類の財産がないなど、特別の事情があるとき

## 申請の手続

### 提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」または「換価の猶予申請書」
  - ・収支の状況を記載する書類
  - ・担保の提供を証する書類
  - ・納付が困難であることを証する書類  
り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など
- 提出書類の様式は、納税課もしくはホームページでご確認ください。

### 申請の期限

- 徴収の猶予: 猶予を受けようとする期間よりも前に申請してください。
- 換価の猶予: 猶予を受けようとする市税の納期限から6カ月以内に申請してください。

※ eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

【担当】 〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

柏崎市財務部納税課

電話 0257-21-2252